

20 内閣府(地域再生非予算)

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	プロジェクト管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	提案理由	提案主体名	プロジェクトの名称	制度の所管官庁
内閣府	2020010	古民家保全などの中心的活動主体となるNPO法人の多面的支援	なし	「市民活動団体等支援総合事業」では、NPO活動に携わる人材に対して、様々な側面における育成事業を地域ブロックごとに1~2箇所程度選定し、支援することとしている。	D - 1		「市民活動団体等支援総合事業」に関する事業提案については、具体的な事業内容を踏まえて契約締結の検討を行う必要があるが、NPO法人の人材育成にかかるとは、管理型信託業を担えるための人材育成についても、現行の制度内で対応可能な提案であると考え。	1219	12192020	古民家保全などの中心的活動主体となるNPO法人の多面的支援。	本プロジェクトにおいては、特区制度を活用しNPOが中心的活動主体となるが、現状そのような組織がない地域においては、立ち上げに際し一定の支援が必要。特に、特区において提案している管理型信託業をNPO法人が担う場合には、専門性が高いことから、財政的支援ばかりではなく、人的支援も必要となる。	「地域再生に資するNPO等の活動支援」に関するメニューとして、管理型信託業を担えるための人材育成を加える。	特区制度において、NPO法人に管理型信託業の登録が認められた場合、受託できる信託財産に制限を加えたとし、当該法人の能力には一定レベル以上のものが求められる。事業開始当初から十分な能力を持つことが必要であることから、NPO支援として、事業に関連する教育面の支援および人的支援が必要となる。	財団法人山梨総合研究所	原郷の里づくり構想	内閣府